

発議案第6号

令和5年12月15日

市原市議会議長 永野 喜光 様

提出者	市原市議会議員	橋本 秀和
賛成者	市原市議会議員	保坂 好則
	同	増茂 誠二
	同	菊地 洋己
	同	塚本 利政
	同	伊佐 和子
	同	大曾根 友三
	同	駒形 八寿子
	同	小沢 美佳

### 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、市原市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

### 記

- 1 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について

## 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

現行民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることと規定しているが、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障が少ない事実婚を選択せざるを得ない等の問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題が指摘されている。また通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決にはならない。

平成 27 年 12 月の最高裁判所判決に引き続き、令和 3 年 6 月の最高裁判所決定においても、夫婦同氏制度規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならない」との判断を示し、国会における議論を促している。選択的夫婦別姓については、こうした状況や最高裁の判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務である。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、人権を守る観点から、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣